



鳥取県公報

平成 21 年 5 月 19 日 (火)
第 8 0 9 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (358) (会計指導課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (359) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (360) (〃) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (15) 3
◇ 公 告	平成 21 年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医療指導課) 3

告 示

鳥取県告示第358号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成21年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称
平成21年3月31日	鳥取市湖山町西四丁目110-5	財団法人鳥取県国際交流財団

鳥取県告示第359号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月19日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社コトブキ家具店 代表取締役 桶谷 靖志	鳥取市二階町二丁目219	なないろデイサービスセンター	鳥取市二階町二丁目201-4	通所介護	平成21年5月14日

鳥取県告示第360号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月19日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人れしーぶ 理事長 小河和泉	八頭郡八頭町宮谷240-24	れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	介護予防訪問介護	平成21年5月13日
有限会社コトブキ家具店	鳥取市二階町二丁目219	なないろデイサービスセンター	鳥取市二階町二丁目201-4	介護予防通所介護	平成21年5月14日

代表取締役 桶 谷 靖志				
-----------------	--	--	--	--

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第15号

平成21年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成21年5月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成21年5月25日（月） 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 北条水系土地改良区の総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会の指定について
 - (2) その他

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成21年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成21年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
平成21年8月6日（木） 午前10時50分から午後2時30分まで
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の種類
一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）
- 4 試験の方法
 - (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - (2) 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）
なお、上記(1)ウ及び(2)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。
- 5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 東部総合事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所のうち、最寄りの総合事務所の福祉保健局

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部医療指導課（〒680-8570鳥取市東町一丁目220）

(2) 提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）

イ 履歴書（アとともに配布するものによること。）

ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験票（アとともに配布するものによること。）

(3) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

平成21年6月15日（月）から同月26日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、平成21年6月26日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者が受験を希望する場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部医療指導課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成21年7月31日（金）までに鳥取県福祉保健部医療指導課から本人あてに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、平成21年9月4日（金）午前9時に鳥取県庁並びに東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の福祉保健局に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部医療指導課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部医療指導課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-21-3048）

東部総合事務所福祉保健局（電話 0857-22-5691）

中部総合事務所福祉保健局（電話 0858-23-3144）

西部総合事務所福祉保健局（電話 0859-31-9316）